



婦人関係業務資料No.14

現代社会における家庭の役わり

一 産業化と家庭の問題 一

第16回婦人週間実施のしおり

労働省婦人少年局



日本労働省

労働省婦人少年局

婦人少年局

昭和39年3月

婦人少年局長

は し が き

このしおりは、第16回婦人週間を実施するにあたり、この運動の徹底をはか
るために、週間の趣旨ならびに運動のねらいについて解説したものです。

昭和39年3月

労働省婦人少年局

目 次

1 婦人週間設定の趣旨	2
2 婦人週間の経過	2
(1) テーマについて	2
(2) 行事の運営について	3
3 第16回婦人週間のテーマ	3
(1) 「家庭」の機能と意義	3
(2) 産業化の進展	4
(3) 産業化の家庭に及ぼす影響	4
(4) 産業化と家庭の問題——今日の婦人の役わり	6
4 運動の重点	7
付	
(1) 第16回婦人週間実施要綱	9
(2) 婦人週間の目標およびスローガン	11

1 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断的努力を重ねると共に、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要であると考えられますので、労働省では昭和24年から「婦人週間」を設けて、婦人の地位向上のための特別活動を行なっています。

期間としては、4月10日に始まる1週間を選びましたが、この4月10日は、昭和21年の第22回衆議院議員選挙で、日本婦人が初めて参政権を行使した記念すべき日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの長年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましょう。当時、婦人団体の間には、4月10日を国の祝祭日に加えたいという運動も行なわれました。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別活動の期間として、この意義ある4月10日に始まる1週間を選んだわけです。

2 婦人週間の経過

(1) テーマについて

労働省では、例年の婦人週間にあたって、特定の問題を選んで、運動をすすめるうえのテーマとしています。第1回から第7回までは、意識の面の向上、実力の涵養等、婦人自身の成長ということに重点をおいてテーマを定めましたが、第8回からは、1歩すすめて「社会の進歩発展に婦人が貢献する」ことを、テーマを設定するうえの基本的な態度にしています。これは、社会の変動に伴って婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待もますます増大してきていますので、婦人がその期待にこたえて、それぞれの力を役立てることが、今日の社会に生きる婦人としての責任であり、同時に、婦人の地位を高めるためにきわめて大切な要素であると考えられるからです。さらに、第10回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげ、日本社会の近代化を進めるという立場からテーマを選んできました。しかし、第11回婦人週間からは、近代化によって起こる問題にも目を向けて、日本

社会の近代化に伴う変化に、婦人がどのように対処したらよいか、という観点から、テーマを選定する方針をとっています。

そこで本年も、前年に引きつづき、「変動する社会における婦人の役わり」という観点からテーマを設定しました。

(2) 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官公庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などの協力によって、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに10数回にわたる実施によって、婦人週間の意義はひろく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主唱機関として、本週間のテーマや運動の重点を明らかにして各機関に協力を依頼していますが、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しています。

3 第16回婦人週間のテーマ

第16回婦人週間のテーマとしては、日本社会の近代化——とくに急速な産業化の進展に伴って、著しい変ぼうを見ている「家庭」の問題をとりあげました。すなわち、産業化の進展との関連において、あらたな観点から家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することをねらいとして、運動を展開することにしました。なお本年は、スローガンをかけず、課題提起のような意味あいではテーマのみを打ち出すことにしました。

●テーマ 現代社会における家庭の役わり

——産業化と家庭の問題——

つぎに、このテーマについての労働省の観点を述べます。

前にも述べたように、本週間では、「産業化との関連」というあらたな観点から、「家庭の」問題をとりあげるものです。

(1) 「家庭」の機能と意義

家庭の形態は、時代や国の相違、あるいは階級や職業の相違によって、かなり異なっており、またその機能も、社会の発展に伴って大きく変化するものです。そして一般に、近代社会においては、いわゆる近代家族というものが普通

化して、伝統的な家族の機能の多くは、外部の社会に吸収され、家族構成も単純化していくものと見られます。しかし、家族員の情緒的安定、子どもの人格形成というような人格的機能は、近代化がどれほど進んだ社会でも、家庭のもつ基本的な機能として受け継がれていくものと考えられています。そして家庭は、人びとのいこいの場、明日への活力をつちかう場として個人の幸福を左右するばかりでなく、社会の基本的単位として、ひいては人類文化の源泉として、社会の進歩発展を決定する重要な意義と機能をもつものです。

(2) 産業化の進展

わが国社会の近年における変ほうは著しく、とくに、産業化の進展にはめざましいものがあります。すなわち、近年の経済成長に伴って、長年にわたって優位を占めていた農業にかわって、化学工業、電気機械器具工業、自動車工業などの新しい産業を含む第二次産業が、急激に伸びているばかりでなく、商業運輸業、サービス業などの第三次産業も、著しい発展を見えています。技術革新も急速に進み、生産力が増大して、商品の大量生産が行なわれ、販路も拡大してきています。また、マス・コミの発達もめざましく、文化や娯楽も商業化され、大衆化されて、多くの人々が享受できるようになりました。

このような産業構造の変化は、農業人口の減少、第二次・第三次産業の雇用者の増加という人口構造の変化をもたらす。都市への人口集中が急激に進み、また、人手不足——とくに若年労働力については、人手市場といわれるような現象を招いています。さらに、多様な消費物資のはんらん、輸送や交通のスピード化、大衆文化の普及などにも、めざましいものがあります。なおまた、他産業における機械化の進展、生産組織の合理化などは農村にも浸透し、農業労働の機械化や農業経営の近代化が進められると共に、人々の意識や生活様式も都市化して、古い家族主義的なものから、個人主義的なものへと変化する傾向が見られます。このように、産業化の影響は、経済生活のみでなく、ひろく生活文化の領域にもおよび、また、地域的にも都市、農村の別なく浸透していて、日本社会の構造は「農業社会」のそれから「産業社会」のそれへと急速な変化を示しています。

(3) 産業化の家庭に及ぼす影響

社会の構造的な変化は、社会の基本的な単位としての家庭にも、いろいろな

影響を与え、そこからあらたに多様な問題が発生してきています。例えば、勤労者世帯の増加は、家族構成の単純化、小家族化という現象をもたらす。商品の大量生産は、家庭の消費生活や生活様式にも大きな変革を与えています。電化製品や既製服、あるいはインスタント食品などが出回らうて、家事労働が軽減され、余暇を持つ主婦がふえてきました。またマス・コミの普及によって、生活意識や行動様式の面にも、地域的な差や階層間の開きが少なくなっています。全体として見れば、家庭生活は豊かに、便利になってきているといえます。

しかし一方では、生活があただしくなり、ゆとりが薄れ、また、新しい問題の発生も見えています。都市においては、例えば、共働き家庭の増加が見られ、乳幼児の保育や、地域生活における隣人間の人間関係などが問題視されています。また、人口の集中は、交通や住居の環境にも影響をもたらす。子どもの保護や教育問題、老人問題にまで発展する要因ともなっています。そのほか、組織や企業の巨大化・近代化に伴う人事交流は、住宅問題や入学難などとの関連で、場合によっては、転勤者に不自然な別居生活を余儀なくさせるという事例も生み出しています。なおまた、人手不足によって、商店など自営業世帯の主婦の過労が問題になると共に、家事使用人や商店などのサービスに依存していた家庭の、生活様式の改善や、家事の運び方の工夫がもたれられています。

一方農村においても、男子労働力の他産業への流動が著しく、農業労働は、婦人に依存する比重が大きくなってきており、いわゆる主婦農家が急激に増加すると共に、全般的な人手不足によって、専業農家においても、農事に関する婦人の責任や負担が大きくなってきています。このことは、主婦の営農面への積極的な参加によって、家庭における地位が高くなるという望ましい面ももたっていますが、同時に、主婦の過重労働を招き、それに伴う農婦病の増加が問題視されています。また、男子の他産業への就労には、近代的な生産様式や都市労働者との接触によって意識が変革されるというプラスの面も見られますが、家族の中に通勤者を持つことによつて、生活が複雑になり、家庭管理がむずかしくなるという問題や、夫婦間に生活感情のずれが生じてくるという問題も見られ、遠隔地への長期出稼の場合は、より以上に深刻な問題の発生も見えています。なおまた、都市近郊農村への工場進出は、主婦の労働力をも吸収し、子どもの養育や家事労働など、家庭の機能が阻害されるという事態も起きています。

さらに、新産業都市の造成は、農村地帯の急激な都市化を意味し、農村社会に残る前近代的なものとの間に、まさつや混乱が起こることも予想されます。

なお、都市、農村を通じて、全般的に、家庭生活の内容は向上してきましたが、販売競争やマス・コミの攻勢などに刺激され、人々の心に、つねに不充足感がつきまとうという面も見られます。

(4) 産業化と家庭の問題——今日の婦人の役わり

このような例示から見ると、産業化の進展は、家庭の機能をすこやかに保つうえに、障害になるものを含んでいるように見られます。しかし、産業化は社会の進歩に伴う避けられない勢として、世界的に、かつ体制の相違を越えて共通に見られるものであり、また、産業化自体は、社会の繁栄、国民生活の向上という点から見て、歓迎すべきことといわなければなりません。わが国の場合は、この数年間に、「行き過ぎ」とさえ見られるほどの高度の進展を示したために、その変動の波が、家庭内に、あるいは家庭をとりまく地域社会に急激に押し寄せ、そこに発生した諸問題に適確に対処する姿勢が、家庭の側に整えられていないために困惑が大きいと見ることができましょう。また、社会の側も、産業化を進めることに急で、そのために影響をうける家庭に対する配慮が十分でなかったといえましょう。例えば、住宅、交通、清掃、上・下水道あるいは保育所・児童遊園・養老院などの厚生・福祉施設や、文化・教養・娯楽関係の施設など、生活の社会的基盤となる公共的な設備が、産業化の進展に伴って整えられているとはいえないようです。

ヨーロッパの国々では、早くから工業化——産業化が進められましたが、19世紀の年代には、産業の開発、工場の建設というような計画の中に、人間尊重の施策を有機的に織り込むことができず、これを分離し対立的なものと考えたという悲しむべき近代化の様相が見られました。しかし、20世紀の今日では、「国民の福祉のための手段として産業化を進める」という考え方が積極的に打ち出されて、先進的な国々では、産業化の進展に即応して、国の政策にも転換が行なわれ、家庭生活の安定をはかるような、「家庭福祉対策」というものが明確に打ち出され、ゆきとどいた方策の実現を見えています。

わが国では、前にもふれたように、きわめて急速に産業化が進展したことに起因する、いろいろな新しい問題に対して、家庭の側にも、社会の側にも、十分な対策が考えられておらず、しかも一部には、前近代的な古いものが残って

いて、家庭の内外に、さまざまな混乱やまさつが生じ、家庭の大切な機能がそこなわれがちです。

このように見るとき、産業化と家庭をめぐる問題について、あらたな視点から検討を加え、家庭の機能をすこやかに保つために、婦人の力をどのように生かすかということは婦人の当面する重要な課題であるといえましょう。

すなわち、婦人が、社会の動きと家庭生活の変化とのつながりについて認識を深め、弾力性をもって個々の家庭の管理にあたると共に、さらに広い視野に立って、それぞれの立場から日本の家庭の問題をとりあげ、家庭のもつ尊い機能を、社会の発展と共に育てていくことが、今日の婦人に期待される大きな役わりであると考えられます。

ここに、「産業社会の進展の中での家庭」という観点から、あらたに家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することを第16回婦人週間のねらいとします。

4 運動の重点

労働省では主唱機関として、会議等の行事の開催、資料の作成配布等によって、前述のテーマに沿った運動をすすめますが、啓発活動の重点とするところはつぎの諸点です。

(1) 今日の家庭の諸問題について認識を深める

前に述べたように、今日、婦人の当面している、また、社会的にも注目されている家庭の諸問題は、「産業化」という社会の構造的な変化を主因とするものですが、婦人がこの点についての十分な認識をもって、つぎのような家庭の問題について検討するよう、関心をうながすものです。

・子どもをめぐる問題、・共かせぎの家庭の問題、・主婦農家の問題、・余暇の問題、・人手不足の問題、など

(2) 社会の動きに対応して弾力性をもって家庭の管理にあたる

家庭の管理のしかたは、個々の家庭の家族構成や職業などに応じて、独自に

きめられるべきものであり、同時にまた、万古不変のものではなく、社会生活の変化に対応して、当然に変わっていく性格のものであると考えられますので、とくに変化の激しい今日においては、在来の固定観念にとらわれず、弾力的に家庭管理にあたることが大切でしょう。とくに、つぎのような点について、このことを強調します。

・生活時間、・生活様式、・子女の教育、・消費生活、・交際、など

(3) 家庭の意義について認識を深める

産業化の進展と共に、生産と消費の分離が進み、家族構成も大家族から小家族へと分化するに従い、家庭の機能も、農業社会のそれとは、大きく相違してきています。しかし、家庭の本来的に持っている機能——意義は、将来も変わることなく継承されていくものと考えられます。さらに、家庭のもつ人間的な安定作用は、むしろ、一層強く求められるともいえます。ここに、つぎのような家庭の役わりについて認識を深めるよう、関心を喚起するものです。

個人的な面として——・愛情の充足の場、・いこいの場、・衣食住の充足の場、・老幼者の保護の場、など

社会的な面として——・次の世代の育成の場、・労働力の再生産の場、・国民性の形成の場、など

(4) 婦人が果たすべき役わりについて検討する

家庭の機能をすこやかに保つための努力は、もとより婦人にのみ期待されるものではありませんが、婦人の地位をさらに高めるために、婦人がその役わりを通して社会の進歩発展に貢献することを前提としてテーマを設定し、運動をすすめようとする婦人週間にあたっては、個々の家庭ばかりでなく、日本の家庭全体のすこやかな成長のために、婦人がそれぞれの役わりを十分に果たすことをとくに期待するものです。

・主婦として、・子どもの養育者として、・生産者として、・地域社会の一員として、・世論形成者として

付

(1) 第16回 婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間、全国的に行なっています。この週間の実施にあたって、労働省では、例年、特定のテーマを選んで運動をすすめています。近年は、「変動する社会における婦人の役わり」という観点からテーマを設定しており、今年は下記によって、第16回の運動を実施します。

2. 目 標

近年のわが国社会の近代化に伴って、家庭生活にも著しい変化が見られます。とくに急速な工業化の進展は、社会の基本的な単位としての家庭にもいろいろな影響を与え、そこからあらたに多様な問題が発生してきています。このような変動の中において、家庭の機能をすこやかに保つために、婦人の力をどのように生かすかということは、婦人の当面する重要な課題であるといえましょう。

すなわち、婦人が、社会の動きと家庭生活の変化とのつながりについて認識を深め、弾力性をもって個々の家庭の管理にあたると共に、さらに広い視野に立ってそれぞれの立場から日本の家庭の問題をとりあげ、人びとのいこいの場明日への活力をつちかう場であり、ひいては人類文化の源泉である家庭のもつ機能を、社会の発展と共に育てていくことが、今日の婦人に期待される大きな役わりであると考えられます。

ここに、「産業社会の進展の中での家庭」という観点から、あらたに家庭の問題を見なおし、婦人が果たすべき役わりについて検討することを、第16回婦人週間のねらいとします。

3. テー マ 現代社会における家庭の役わり ——産業化と家庭の問題——

4. 運動の重点

(1) 今日の家庭の諸問題について認識を深める。

(子どもをめぐる問題、共かせぎの家庭の問題、主婦農家の問題、余暇の問題、人手不足の問題、など)

- (2) 社会の動きに対応して弾力性をもって家庭の管理にあたる。
 (生活時間、生活様式、子女の教育、消費生活、交際、など)
- (3) 家庭の意義について認識を深める。
 (個人的な面として——愛情の充足の場、いこいの場、衣食住の充足の場、子女の人格形成の場、老幼者の保護の場、など)

社会的な面として——次の世代の育成の場、労働力の再生産の場、国民性の形成の場、など)

- (4) 婦人が果たすべき役わりについて検討する。
 (主婦として、子どもの養育者として、生産者として、地域社会の一員として、世論形成者として)

5. 期 間 昭和39年4月10日——16日

6. 主 唱 労働省

7. 協力を依頼する機関・団体

関係官公庁 婦人団体 青年団体 労働団体
 経営者団体 社会福祉団体 文化団体 報道機関
 その他

8. 実施事項

第12回全国婦人会議(日本放送協会共催)

地方婦人会議

大会、その他地方の実情に応じた行事

資料の作成、配布

機関誌(紙)による周知徹底

報道機関による広報活動

その他

(2) 婦人週間の目標及びスローガン

年 次	目 標	スローガン
昭和 24年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のために やくだつ婦人となりま しょう
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会を作るため に権利と義務を生かし ましょう
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のびましょう 自分で考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてまし ょう —家庭や社会の経済生 活において—
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 ——個人関係 地域社会 職場等において また世論形成者として——	よりよい社会を つくる力になりましょう
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる ——とくにあかるい家庭の建設のために——	みんなで日本の家庭を明 るく
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる ——とくに近代的な人間関係の確立のため に——	まず話しあいましょう あかるい人間関係をつ くるために
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる 正しい協同活動をとおして	育てましょう 正しい協同活動を

年 次	目 標	スローガン
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 ——とくに集団との関係において——	個人の自由と責任が 集団をそだてる
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活の時間割を そして自由時間を ——自分のために みんなのしあわせのため——
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する ——とくに社会のよき一員としての人格形成 に——	次の世代の成長に 婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し 新しい生活秩序をそだてるために努力する	生活に新しい秩序をそだ てよう 変化のはげしい今日の 社会において
38年 (第15回)	婦人が、社会的良心を生かし育て、明るい 社会生活を築くよう努力する	みんなの社会的良心が 住みよいあすを築く